

令和7年度社会福祉法人指導監査結果概要

1 指導監査実施法人

No.	法人名	施設等の種別
1	会津長寿園	養護老人ホーム
2	博愛会	特別養護老人ホーム、保育所
3	会津報徳会	保育所
4	会津若松保育協会	保育所
5	たちあおい	母子生活支援施設、老人、障害福祉サービス事業
6	賢心会	障害者支援施設

2 指導監査結果

(1) 区分別指摘等件数

区 分	件 数		
	運営管理	会計経理	合 計
文書指摘	14	10	24

(2) 文書指摘事項一覧

区 分		文書指摘事項
運 営	1	報酬等の支給 基準
	2	監事の義務
	3	理事会の招集
	4	理事長等の職務執行状況報告
	5	監事の選任
	6	評議員会の招集
	7	決算附属明細書
会 計	1	財産目録
	2	計算書類に対する注記
	3	事務決裁
	4	

定款において、評議員の報酬は支弁しないと規定しているが、実際には旅費規定に基づき、費用弁償として日額 5,000 円を支給している。

定款において、理事及び監事の報酬は支弁しないと規定しているが、実際には旅費規定に基づき、費用弁償として日額 5,000 円を支給している。

理事会を2回続けて欠席した監事がいる。

理事会の開催にあたり、理事及び監事に対し、1週間（中7日間）以上前までに書面等により通知がされていないものがあった。

理事長及び業務執行理事により理事会への職務執行に関する報告を行う必要があるが、理事長による報告が確認されない。

監事の過半数の同意を得ずに、評議員会へ「監事の選任に関する議案」が提出されたものがあった。

評議員会の招集にあたり、理事会の決議に基づかず、招集通知が発出されたものがあった。

附属明細書について、計算書類の金額との不整合や、軽微な記載誤り等が見受けられた。

場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額及び減価償却累計額の各欄において、必要記載事項が未記載の科目がある。

計算書類の注記事項について、法人全体及び拠点区分において一部事項に軽微な記載誤りや記載漏れが見受けられた。また、計算書類の金額との不整合が見受けられた。

理事長専決規程第2条において、契約金額が 100 万円以上 250 万円未満の契約締結については理事長専決と規定されているが、該当する契約締結起案が施設長までの決裁となっていることが確認された。※前回も同様の指摘